

○厚生労働省令第二十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第一条関係)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) (41) (略)</p> <p>(42) 乾燥濃縮人α_1プロテインゼインヒビター</p> <p>四 (略)</p>	<p>別表第一(第一条関係)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの</p> <p>(1) (41) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。